

・平成29年度共同センター特別会計経費分担に関する規程

第1条 会員の経費分担金は、手形交換等・手形等発行及び口座振替等の共同化業務の合計金額とする。

第2条 各金庫の分担金にかかる、手形交換・発行等及び口座振替等の業務別の内訳明細は別紙のとおりとする。

第3条 新たに加入した会員の経費分担金は、前条までの規程に準じて会長が総会に諮りこれを定める。

第4条 合併又は事業譲渡によって消滅した会員の経費分担金は、合併後存続する会員若しくは設立された会員、又は事業を譲り受けた会員が併せ納入するものとする。

第5条 会員は、経費分担金を上期の期初、下期を2回に分割し納入するものとする。

第6条 この規程に別段の定めのない事項は、総会の決議による。

・平成29年度共同センター特別会計経費分担金

金庫名	業務別			合計
	手形交換等業務 千円	手形等発行業務 千円	口座振替等業務 千円	千円
しずおか	15,500	1,266	15,079	31,845
静 清	16,154	1,706	12,176	30,036
浜 松	20,740	1,386	31,025	53,151
沼 津	7,692	1,753	9,275	18,720
三 島	17,055	2,049	17,576	36,680
富士宮	6,216	849	7,885	14,950
島 田	8,842	0	10,597	19,439
磐 田	9,147	1,766	15,441	26,354
焼 津	11,380	0	12,788	24,168
掛 川	5,825	0	6,617	12,442
富 士	7,847	0	7,693	15,540
遠 州	6,309	0	10,133	16,442
合 計	132,707	10,775	156,285	299,767